



今月のテーマ **被災した場合等に適用が受けられる雑損控除について**

近年、台風や線状降水帯、それに伴う洪水や土砂災害などの自然災害のニュースが続いています。被災された方々においては深くお見舞い申し上げます。そうした災害に合われた方、盗難などの被害に合われた方々に税務上の救済措置があります。今回は個人の所得税の救済措置の一つである雑損控除についてご紹介いたします。

1. 概要

雑損控除とは、災害や盗難、横領などによって対象となる資産について損害を受けた場合に、損害額のうち一定の金額をその年の所得金額から控除することができる制度をいいます。その年の[合計所得金額](#)が1,000万円以下の方が災害にあった場合には、[災害減免法による所得税の軽減免除](#)という制度があり、納税者の選択によりどちらか有利な方法を選択することができます。

2. 損害の範囲

雑損控除の適用を受けることができる損害は下図のいずれかに限定されます。

- 震災、風水害、冷害、雪害、落雷などの自然現象の異変による災害
 - 火災、火薬類の爆発など人為による異常な災害
 - 害虫などの生物による異常な災害
 - 盗難、横領
- ※詐欺や恐喝による損害に対して雑損控除の適用はありません。

3. 対象となる資産

雑損控除の適用を受けることができる資産の要件は次のいずれにも該当するものです。

(1) 資産の所有者が次のいずれかであること

① 納税者

② 納税者と生計を一にする配偶者やその他の親族で、その年の[総所得金額等](#)が48万円以下の人

(2) 棚卸資産、事業用固定資産等、「生活に通常必要でない資産」のいずれにも該当しない資産であること

(具体的には住宅や家財、自動車、現金などが該当し、別荘・ゴルフ会員権・1個あたり30万円を超える貴金属・書画・骨董などは該当しません)

4. 雑損控除の金額

(1) 控除額の計算

所得金額から控除することができる金額は次のいずれか多い方の金額となります。

① (損害金額+災害等関連支出の金額-保険金等の額) - [総所得金額等](#) × 10%

② (災害関連支出の金額-保険金等の額) - 5万円

(2) 損害金額

上記(1)の算式中にある損害金額とは、損害を受けた時の直前におけるその資産の時価を基にして計算した損害の額をいいます。また、その資産が減価償却資産である場合には、その資産の取得価額から非業務用資産として計算した減価償却費累積額相当額を控除した金額を基に損害の額を計算することができます。

(3) 災害等関連支出の金額

上記(1)の算式中にある災害等関連支出の金額とは次のような支出をいいます。

① 災害により滅失した住宅や家財などに対する取壊しや除去するために支出した金額

② 盗難や横領により損害を受けた資産の原状回復のための支出

5. 雑損失の繰越控除

上記4で計算した損失の額が大きく、その年の所得金額から控除しきれない場合には、その控除できなかった金額(雑損失の金額といいます)を翌年以後3年間繰り越して各年の所得金額から控除することができます。なお、この規定の適用を受けるためには、損失の生じた年度とその後の年度の分の確定申告書を連続して提出する必要があります。